

國立館大学法学部比較法制研究所 定例研究会 (2015/02/17)

## 吉川吉衛 「私と企業法」

1. はじめに
2. 何故、『國立館法学』で約款を取り上げたか  
——そもそも、何故 2007 年頃から再度、約款論に取り組んだのか
3. 約款とは何か、契約一般と、どう違うか (図 1、図 2)  
① 特色 (Take it or leave it) と②個別合意がなくとも合意をしたものとみなされるという特殊性がある (要綱仮案 (案))
4. 民法部会における、約款をめぐる基本的な考え方の対立
  - 4-1 1 対 1
  - 4-2 1 対多数
  - 4-3 1 対不特定多数
5. 吉川・客観的合意説とは、どのようなものか
  - 5-1 従来の判例理論 (意思の推定説)  
中間試案 (図 4)  
要綱仮案 (案) (図 5)・要綱案の原案
  - 5-2 客観的合意説の骨子 (図 3) \*  
客観的合意が、約款拘束力の源であり、約款の内容的限界づけの枠になる
6. 評価と批判と反論 \*\*

\*と\*\*については、2-3 頁参照。

### 補遺

- ☆Plan-Do-See か、Plan-Do-Check-Act か  
——内部統制を手法として、会社法を経営戦略に即して考える
- ☆透明で硬質なクリスタルガラスでできたお城

レジュメの「はじめに」と、上記の補遺については、とじ込みをご覧ください。

### 客観的合意説の骨子

約款それ自体は、単なる紙切れに過ぎない。約款が拘束力をもつには、集団の意思を媒介しなければならない。

さて、集団的意思とは何か。それは、(α) 集団的取引における対価性確保の期待へ向けられた意思である。そして、このような意思是、(β) 集団的取引の顧客圏において一般的な意思であり、その意味で客観的な意思である。前者(α)が、客観的意思の内容であり、後者(β)は、その形式である(吉川(衛)[1978b] (1) 44頁、(3) 103頁)。それゆえ、約款につき、客観的合意の画定、言い換えれば、内容的限界づけがなされなければならない。客観的合意が約款拘束力の源であり、約款の内容的限界づけの枠になるからである。

さて、(α)の「対価性確保の期待」とは、何だろうか。これは、言い換えれば、不当な条項の除外である。

これは、定型約款による契約内容の補充にあたり、「合意があつたものとみなす……[その] みなしの対象となるべき条項から一定の条項を除外する」(要綱仮案(案) 第28 定型約款、2(2)(説明) 40頁) 結果として、明らかになるものである。筆者の言い方では、約款の内容的限界づけの結果として、明らかになるものである。

それが、筆者の理論にいう(α)「対価性確保の期待」の内実にほかならない。これは、定型約款による契約の内容の補充だけでなく、約款の変更においても、同様のことが言える。後者においても、それがあるからこそ、客観的に合意していると考えられるからである。

ところで、この不当性の判断は、如何にしてなされるのか。それは、一定の形式において行われるというのが、筆者の見解である。すなわち、(β)の問題である。不当性の判断、言い換えれば、客観的合意の画定の判断は、約款が特定の顧客圏に対し定型的に予定する諸事情につき、客観的に、その顧客圏における平均的顧客の合理的理解可能性を基準として行われる(同[1978b] (2) 123頁、(3) 111、117頁。図3)。

### 評価と批判と反論

評価。河上[1988]は、吉川の論文に対し、「論理的なフレームとしても非常に整っており」(85頁)、「現在のところ体系的に最もまとめた研究」(95頁注160)であり、「特筆される」(194頁注46)と評した。

批判。河上[2007]は、「吉川説では『客観的合意』内容の画定が、とりもなおさず約款の内容的限界づけを意味する。しかし、……そもそも、妥当〔拘束力〕根拠の理論から、論理必然的に約款の内容的限界を画する必要があるのかという点も問われよう」(286頁)という。

反論。約款規律の法律もなく、行政も動かせないとき(吉川[1978]、同[1980]の執筆当時)、学者の手段は何だろうか。何をもって、自説が現実を写し取り説明し、契約当事者の予測可能性を高めるものとのメッセージを伝えたらよいのだろうか。それは、問題意識

をもった論理の一貫性ということをおいてほかにないだろう。

また、法律が制定されたとき（改正民法）、またはその案が審議されつつあるとき（要綱仮案（案）や要綱案の原案）、これを解釈するには、その法律（案）の規定に対する外在的観点と、当該規定が有する内在的論理を、解釈者は持たなければならない。

このたびの民法改正における約款規律を解釈するには、当該の項目（範疇）が、他の項目の契約が1対1であるのに比べれば、1対多数だという外在的観点を持つ必要がある（図1、2）。かつ、約款の拘束力根拠が内容的限界づけの枠であるという内在的論理を持たなければならない（図3）。そして、1対多数のなかで、継続的な取引の場合には、契約の変更が有り得るのであるから、これに備えて、約款の変更に関する、その内在的論理で説明出来るものでなければならない。ここでも、約款の変更の拘束力根拠は、その内容的限界づけの枠であることが求められる。

それは、何故か。約款の変更については、何よりもその妥当性が問われるからである。この妥当性が問われるということを、説明しなければならない。このことの最も優れた説明は、約款が変更される当該条項の拘束力は、（論理必然的に）その妥当性が問われるものだからこそ、拘束力を有するのだと言うことであろう。そうすると、やはりここでも、約款の変更の拘束力根拠は、その内容的限界づけの枠であることが求められているのである。

以上のように、批判につき、反論するための考察を重ねて来ると、次のように言うことが出来るのではないか。筆者は、結果的にではあるが、要綱仮案（案）や要綱案の原案を一定程度先取りしていたのではないだろうか。その意味において、時代が追い付いて来たというのは、不遜の極みであろうか。

内田[2010]（初出は、同[2006]）は、現代の契約法理論を問うなかで、「吉川吉衛が、基本的に契約説に立ちつつ、保険契約における公的メントと私的メントの存在を指摘し、国家的規整に着目することの重要性を強調する点」（29頁）に注目した。吉川[1978]も参照としえうえで、「この類型論に見られる視点は、本書と共通する部分があり注目される」（30頁）と評価した。

この評価は、筆者の客観的合意説につき、内田貴の制度的契約論のなかで存在意義をもつ理論だということであろう。内田[2006]に刺激をうけて、客観的合意説のポイントを詳論する吉川[2007b]、同[2007c]、同[2007d]を執筆し、また、同[2014]において、民法改正と約款規律の問題を論じて現在に至った次第である。

七年間、勤務させてい  
ただき、心から感謝して  
います。新米教授の二年  
は誠意・勤労・見識  
魄を持ちたいと願い、教気  
務部長の三年は滅私奉  
公でした。大学の個性化に公  
事例で、分かり易く教  
に精進しました。身近な研究。  
残りの二年は教育研  
究所で、驚いた次第です。  
企業法を担当し、企  
業組織法では、経営戦略企  
業内部統制をキーワードと  
全体をまとめ、企業取引に  
法では、一二〇年に一度引  
かで、ぜりふまれました。  
等の規律を、ミ生等との調  
出來ました。教える運送約款  
本学の益々の民法改正作業進  
心より祈念していきます。  
の發展を衷心よりお祈りいた  
す。



## ご案内

上野ア



駅構内では、物品の販売・配布、宣伝、演説、勧誘などを許可なく行なうことはできません。



線路に降りることは大変危険です。線路に物を落とした場合は駅係員にお知らせください。



周りのお客さまのご迷惑になつたり、危害を及ぼしたりするもの、車内などを破損するおそれのあるもの、その他危険品は、車内への持ち込みはできません。



かけこみ乗車は大変危険ですのでやめください。



ベビーカーはお客様の責任でご使用ください。ご使用の際は周りのお客さまのご迷惑にならないようにご注意ください。  
なお、エスカレーターではベビーカーのご使用はお控え願います。

- きっぷは正しくお求めください。正しいきっぷをお持ちでない場合には、きっぷを無効として回収し、乗車した区間にに対する普通運賃の3倍に相当する額を申し受けます。

### 列車運行不能時のお取扱い

- 列車の運転休止、遅延等により、他の鉄道・バス・航空機等に乗車・搭乗できなかつた場合などの補償等については、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- Suica・PASMOなどのICカード乗車券をご利用の場合、定期券面の区間に限り振替乗車のお取扱いをいたします。入金(チャージ)額でご利用になる場合は、振替乗車のお取扱いはできません。

その他のお取り扱いにつきましては、当社の「旅客営業規則」等の規則及び法令によります。

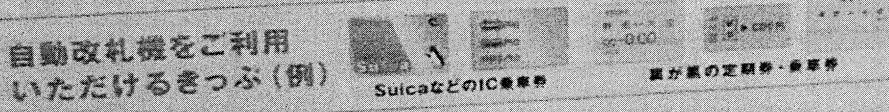
11月  
新規



東日本旅客鉄道株式会社

# ご利用のお客さまへ ご案内とお願い

- きっぷは目的地まで正しくお求めください。
- きっぷを紛失しないようご注意ください。
- 係員のいる改札では、確認のため必ずきっぷをご提示ください。
- 自動改札機を利用するきっぷをお持ちのお客さまは、自動改札機をご利用ください。



※きっぷには、Suica・PASMOなどのIC乗車券も含みます。

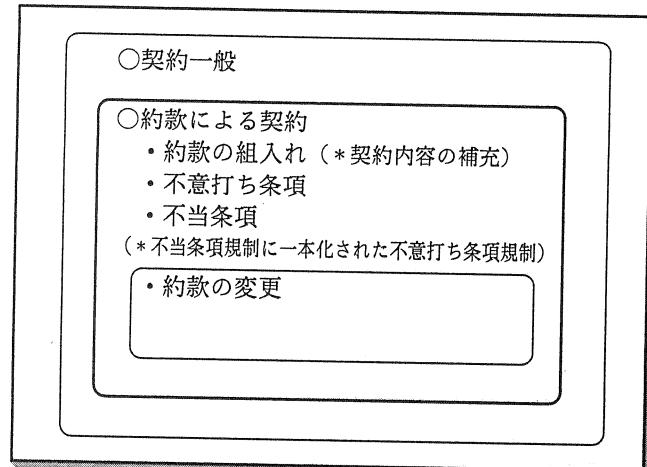
## 以下のような行為は不正乗車です。 おやめください。

- 改札口を強行に突破すること。
- 大人が小児用のきっぷを不正に使用すること。
- 他の人の定期券を使用すること。
- きっぷを改ざんして使用すること。
- その他、不正な手段としてきっぷを使用すること。

不正乗車をした場合、きっぷを無効として回収し、乗車区間の運賃と2倍の増運賃をいただきます。  
なお、定期券の場合は期間をさかのぼっていただきます。  
ICカード乗車券で不正乗車した場合は、IC運賃ではなく、乗車区間のきっぷの運賃と2倍の増運賃をいただきます。

以上は鉄道営業法および当社の基づくものです。

図1 契約一般と約款による契約



\*要綱仮案（案）  
(出所)筆者作成。

同 [1980]、再論・同 [1992a]、補論・同 [1992b]、ポイントの詳論・同 [2007b]、[2007c]、[2007d])。

以上が、約款に関する問題の構造と課題だと、筆者は考えている（図1 契約一般と約款による契約、参照）。

さて、このたびの、民法改正作業とは、改めて問うと約款に関して何だろうか。「〔民法〕制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする」改正要綱案（法務大臣諮問第88号（平成21年10月28日総会）。以下、諮問といい、必要に応じて前者を諮問1、後者を同2という）取りまとめをめざす部会においては、約款に関して、どのような審議がなされてきたのであろうか（第2節、第3節）。また、その審議の結晶である要綱仮案（案）とは如何なるものか（第4節）。これらの分析と検討を経て、民法改正における客観的合意説の位置を探ることとする。これが、本稿の第2の目的である（第5節）。

当該の分析と検討においては、「約款の変更」に焦点を絞る。それが、

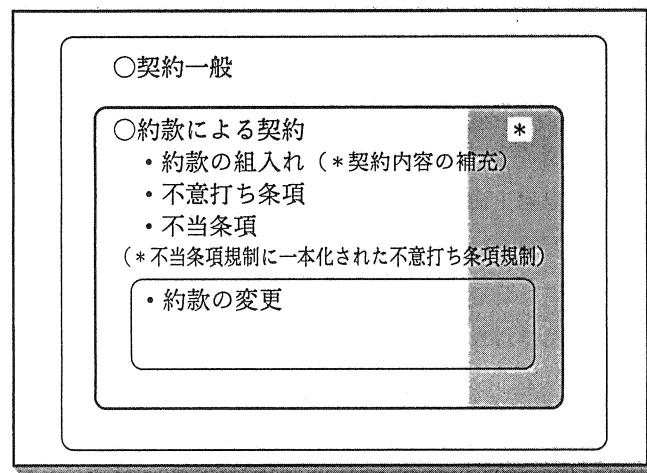
1対多数の取引においてこの取引は、空間的だけでなく、継続的な取引の場合には時間的な広がりを持つ取引であることを典型的に示すものだからである（図1）。

ここで、幾つか事実関係につき、記しておきたいことがある。第1は、約款の変更という論争点は、部会等の審議において、当初からあったものではない。部会第11回において、岡本委員（岡本雅弘株式会社みずほ銀行法務部担当部長）や藤本関係官（藤本拓資金融庁総務企画局企画課調査室長）等から約款の変更という問題が存在することの指摘（4、18頁）がなされて以降、審議されているものである。

第2に、約款において、約款の変更に関して定める変更条項（そのなかには、包括的な変更条項である包括条項もある）の取り扱い、いいかえれば、変更条項の有無と約款の変更との関係という論点は——部会においては、審議されていたが（後に、3-2-2で詳しく論ずる）、中間試案には、その定めがなかった——、中間試案に関するパブ・コメにおいて寄せられたものだということである。<sup>(18)</sup> 約款の変更は、学者にはなかなか考えられなかっただけでなく、問題だという侧面もある。

第3として、興味深い事実を指摘したい。民法改正、わけても約款規律について、社会の受け止め方に、温度差があることである。温度差があること自体は、事柄の性質上、一般的なことである。ところが、中央と地方と、また大企業と中堅・中小企業との間で、さらに業種間で温度差がある。例えば、当該のニュースを報ずる新聞は、最近の特定の時点についてのものではあるが、全国紙では限られており、専門紙は意外に少数である。これに対し、一般紙（地方紙）は驚くほど多数が報じている（専門紙と一般紙に関する情報は、主に日経テレコムによる）<sup>(19)</sup>。経済界は、約款規律に否定的だといわれるが、それは、日本経済団体連合会（経団連）や経済同友会（など）のことであって、対面取引ではない、約款重視のネット取引関連業界や、全国中小企業団体中央会（全中）、日本商工会議所・東京商工会議所（日商・東商）は賛成している。<sup>(20)</sup>

図2 公共サービス等（広義の公企業）と約款による契約



\*網掛けは、公共サービス等（広義の公企業）の約款による契約  
(出所) 図1に加筆等して筆者作成。

事者双方カ特ニ普通保険約款ニ依ラサル旨ノ意思ヲ表示セスシテ契約シタルトキハ反証ナキ限り其約款ニ依ルノ意思ヲ以テ契約シタルモノト推定ス」

本判決を当時の大審院判決の流れのなかで見ると、興味深い事実が浮かぶ。前後の大審院判決は、監督当局の許可・認可を重視している。本判決に先立つ2年前の、同じく民事一部の判決、大2.10.21民録19-849は、銀行条例2条の認可を会社の設立要件すなわち成立要件と捉えている。本判決の翌日の民事連合部判決、大4.12.25民録21-2199は、銀行条例2条の認可は会社の成立要件ではないとしたが、その欠缺は会社の解散をもたらすといい、また、保険事業において発起認可は会社設立の前提条件であるというものであった。本判決と民連判決を下した裁判長は、同一人物である、商法修正案起草委員の一人である田部芳その人であった。

大審院判決の流れは、本判決と訴訟法的には無関係のことであるが、しかし、法の動態把握を意図するときには、無視しえないものがある。

最高裁大法廷判決昭和34年7月8日民集13巻911頁

【事実】X（原告・控訴人・上告人）は、Y（被告・被控訴人）との間で生命保険契約を締結したが、主務大臣による

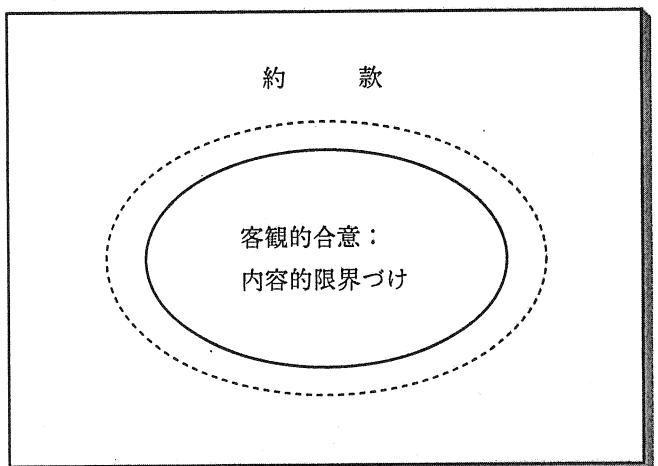
の変更命令により、既存契約へも保険料増額が請求されたのを争い、訴えた。B to C の典型である生命保険に関するもの

【判旨】「同条項〔法一〇条三項〕にいわゆる『保険契約者、又ハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ利益』というのは、保険契約記特質〔危険団体的性質〕に照らし、保険契約者、被保険者額を受取るべき者の立場を全体的に考慮した上で、これらの有無を判断すべきものといわなければならない。それ故に既存契約の保険料の増額は、単に当該契約を個々的に観念見不利益であっても、保険事業の維持経営の破たんを救う道

料の増額以外には存在しないと主務大臣が認めて法一〇条三項をした本件のような場合において、若しそれをしないがための破たんを来たし、保険金の受領さえ不可能な状態になると保険料の増額による不利益以上の不利益を蒙ることになるこのような場合における既存契約の保険料の増額は、結局はの利益を確保する所以であり、また新契約と既存の契約との衡平を期することができ〔る〕……法一〇条三項はこのよから保険料の増額を、同条項の設けられる以前の契約者をも既存の契約に及ぼし得ることとし、これを主務大臣の处分に趣旨と解するを相当とする」、また、旧憲法下において制定した法律が旧憲法に違反するか否かを実質的に審査する権限は八一条によっても、裁判所に認められていないと解すべきで本判決の裁判長は、商法学者で、世界法の理論を構想し、東大臣を歴任した、商法学の泰斗である最高裁判所長官田中耕太この判例解説は、「新旧契約者の平等待遇の要請ないし衡平と



図3 客観的合意説



(出所) 筆者作成。

ドであるなかにおいて、筆者の理論の主張には、それなりの存在意識があると思われる（後に、5-3-2以下において、更に論じたい）。

閑話休題。集団的意思に戻ろう。集団は類型づけられる。Public utilities を含む、銀行・保険業、運送業、水道・電気・ガスの供給業などの広義の公企業の用いる約款ないし供給規程に関する集団と、その外の集団である（同 [1978b] (1) 11、47頁）。前者の集団の約款等に対しては、市場秩序維持の観点から、政府が規制を行っており、このあり方は、時代の流れとともに変化する。時代の流れのなかで、約款の規律を論ずるのであれば、混合経済体制といわれる時代である「現代」においては、その政府規制の侧面も、理論に取り込まなければならない。筆者のいう公的モメントであり（4-4-4-2、5-1などで具体的に論じた）、これは、当事者の客観的合意である私的モメントとともに、現代の約款規律を形づくる（同 [1978b] (1) 1-4頁。図2）。

さて、類型づけられた集団において、約款準備者も相手方も、類型づけられている。すなわち、約款準備者である企業は、上記のように類型づけ

られ、かつ、その相手方である顧客も顧客圏としてタイプ化されられる（同 [1978b] (1) 44頁、(3) 103頁。詳しくは、同 [2007c] 頁）。

こうして、そのように類型づけられた集団的意思のあり方を探るのが、筆者の客観的合意説であり、以上がその骨子である。

ここで、筆者の問題意識を記しておく。相手方のためだけでは約款準備者のためだけでなく、約款による取引の安定のために、約款の予測可能性・計算可能性を高める必要があると考えるものである（[1978b] (1) 1-4頁、(2) 117頁）。

5-3-2 中間試案等と要綱仮案（案）の相違（その1）－「構成」とは、要綱仮案（案）補充説明において用いられている言約款規律の仕方の論理構造を示す。これが、①中間試案や部会資料（同77B、同81B）と、②要綱仮案（案）とでは変化した。すなわち、「契約の内容を具体的に認識しなくとも定型約款の個別の条項にて合意したものとみなされるという定型約款の特殊性を考慮すること（つまり）……合意があったものとみなすことの構成を採ったのみ、〔①のように〕一定の条項〔不意打ち条項や不当条項〕を無効のではなく、みなしの対象となるべき条項から一定の条項を除外して構成（除外されなかった条項について合意があったものとみなすこととしたものである」（部会資料83-2 要綱仮案（案）補充説明定型約款、2 (2) (説明) 40頁。傍点、引用者。以下、同じ）からここで、当該取引の特殊性でしか、約款による取引の正当化を根拠が出来ないと、部会第87回における村松関係官の発言が想起される（4-5-3）。

さて、従来のような、①「組み入れ」られた条項につき、不意打ち条項や不当条項を無効とするという論理構造から、上記の②の論理構造へと変換である。いいかえれば、①の不意打ち条項規制により範囲を画定する条項規制により無効とし内容コントロールをするという論理構造

照)から、②みなしの対象となるべき条項につき内容的限界づけを行い、一定の条項(不意打ち条項や不当条項)を除外し、合意があったものとみなすとの論理構造(図5参照)への転換である。この転換は、何をもたらしたか。

なお、要綱仮案(案)における約款規律の仕方の論理構造の新しいあり方と、筆者の客観的合意説のそのあり方とにつき、筆者は、親近感を覚えるものである(図3と図5参照)。

### 5-3-3 要綱仮案(案)における不当条項規制に一本化された不意打ち条項規制がもたらすもの——相手方の類型化(相手方類型ごとの抽象的客観的判断)

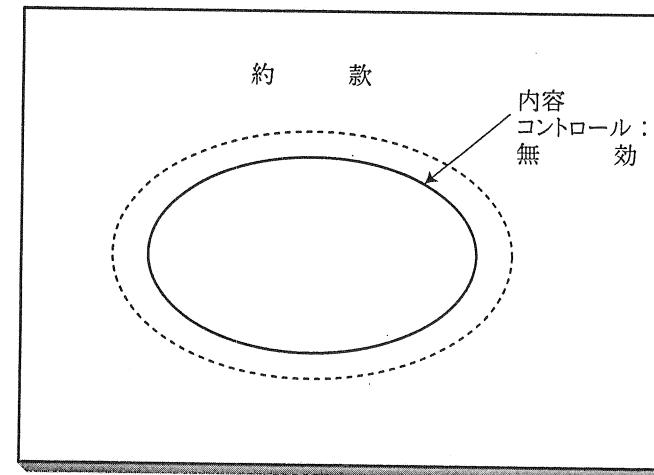
要綱仮案(案)第28定型約款、2(2)は、「(1)の条項〔定型取引合意をしたときに合意したものとみなされる定型約款の個別の条項〕は、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、当該定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものは、含まれないものとする」と規定する。

ここに、当該の要件である「当該定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして」の解釈が問題となる。その解釈の判断基準は何か。

一本化された不意打ち条項規制の該当性の判断基準は、何だろうか。從前、部会資料75Bにおいては、「抽象的な相手方一般を規準として客観的に判断すること」(同第3約款、3(説明)12頁)であった。要綱仮案(案)において、「一考慮要素」(要綱仮案(案)第28定型約款、2(2)(説明)40頁)である不意打ち条項に関する判断基準が、「総合考慮」(同頁)される、一本化された不当条項規制の判断基準になることになる。すなわち、不当条項規制に一本化された不意打ち条項規制の判断基準が、不当条項規制に関する判断基準となる。

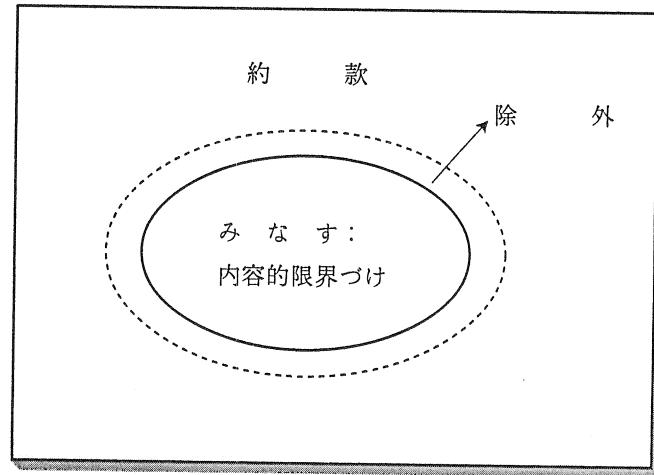
解釈の当該の判断基準は、「抽象的な相手方一般を規準として客観的

図4 中間試案



(出所)筆者作成。

図5 要綱仮案(案)



(出所)筆者作成。

Plan-Do-See か Plan-Do-Check-Act か——会社法を経営戦略に即して考える

### 1 組織の動かし方

#### ●バスケの部活

監督が作戦を決定し、選手が実行する。監督は、それを見ている、つまり監督している

#### ●株式会社 会社は、法人とする（会社法3条）

#### ●東京都、世田谷区、千葉市など。地方公共団体は、法人とする（地方自治法2条1項）

Plan ⇒ Do ⇒ See

取締役会と経営陣。監督と選手に対応

#### ◆監査役会設置会社

#### ◆指名委員会等設置会社（H26名称変更）

取締役会：業務執行の決定（法416条1項1号）

業務執行の1つが、経営の基本方針、すなわち中期経営計画の決定（同号イ）

経営陣：業務執行（法418条2号）

取締役会：経営陣による業務執行の監督（法416条1項2号）

#### ◆監査等委員会設置会社（H26名称変更）

### 2 経営の基本方針、すなわち経営戦略とは何か

#### (1) 企業戦略（全社戦略）

◇事業譲渡（法467条1項1、2、3号）。ドメイン（事業領域）の画定

#### (2) 事業戦略（競争戦略）

#### (3) 活動戦略（活動別戦略）

### 3 現場の動かし方

#### ●バスケの部活

キャプテンの仕事は何か。監督が決定した作戦につき、毎日の練習計画を立て、実行させ見てる（日常業務）。練習計画を評価し、これを修正し、同様のことを繰り返す

Plan ⇒ Do ⇒ Check ⇒ Act

#### ●株式会社

取締役会：Plan⇒Do⇒Check⇒Act の体制整備（法416条1項1号ホ）

経営陣：その体制を実行する

取締役会：経営陣による、その体制実行の監督

★Plan⇒Do⇒Check⇒Act のための体制が、内部統制システム

コンプライアンスと業務はコインの裏表：会社法（法416条1項1号）

財務報告：金融商品取引法（法24条の4の4等）

秋期 2015/01/15 4(14:40-16:10)、5(16:25-17:55) 吉川吉衛

### 取締役会と経営陣 (2)

取締役会が、**経営戦略を策定**し (Plan)、経営陣が、それを**実行** (Do)  
かつ、取締役会が、**監督** (See)。会社法の条文を、具体的に使う

### I 指名委員会等設置会社 (平成 26 年改正により、名称変更) 注 1

- 取締役会：業務執行 (Plan) の**決定** (法 416 条 1 項 1 号)  
業務執行の 1 つが、経営の基本方針、すなわち中期経営計画の決定 (同号イ)
- 経営陣：業務**執行** (Do) (法 418 条 2 号)
- 取締役会：経営陣による業務執行の**監督** (See) (法 416 条 1 項 2 号)

### II 監査役会設置会社

- 取締役会：業務執行 (Plan) の**決定** (法 362 条 2 項 1 号)  
業務執行の 1 つが、経営の基本方針、すなわち中期経営計画の決定
- 経営陣：**業務執行** (Do) (法 363 条 1 項、同 1 号・2 号)
- 取締役会：経営陣による業務執行の**監督** (See) (法 362 条 2 項 2 号)

### III 監査等委員会設置会社 (新設) (注 2)

- 取締役会：業務執行 (Plan) の**決定** (法 399 条の 13 第 1 項 1 号)  
業務執行の 1 つが、経営の基本方針、すなわち中期経営計画の決定 (同号イ)
- 経営陣：**業務執行取締役**が存在 (Do) (注 2)
- 取締役会：経営陣による業務執行の**監督** (See) (法 399 条の 13 第 1 項 2 号)

#### 監査等委員会設置会社の特徴

注 1：委員会設置会社から指名・報酬委員会と、執行役を取ったもの

注 2：監査役会設置会社と対比：監査役会設置会社の取締役会のなかに、監査役会を取り込み、監査役に（業務を執行しない）取締役を兼務させたもの

#### 1月 22 日。**企業法の最終講義テーマ**

Plan-Do-See か Plan-Do-Check-Act か

——会社法を経営戦略に即して考える

☆当日の 5 時間目は、教職員の方々も参加されます

★1月 22 日に、**新レポートの受付け**。JR 緑型「ご案内とお願い」では、「以上は鉄道営業法および当社約款に基づく」とだけある。他の型にある「その他のお取り扱い…当社の『旅客営業規則』等の諸規則及び法令によります」が無い。これは、旅客運送契約にとって、何を意味するか。自分で、写真を撮り確認し、考えてレポートを提出すれば、受け付ける

演会で分担報告、大阪市立大学、2005年12月20日

「新会社法とリスクマネジメント」、第2統一論題「新会社法とリスクマネジメント」で司会兼問題提起者として報告、日本リスクマネジメント学会第30回全国大会、大阪市立大学、2006年10月1日

「コーポレートガバナンスとリスクマネジメント」、単、千葉商科大学経済研究所、2007年5月25日

「コーポレートガバナンスが問われる時代の内部統制とリスクマネジメント」、単、日本経営学会関西部会1月例会（第555回例会）、大阪市立大学、2008年1月12日

「企業リスクマネジメントへの展開－日本リスクマネジメント学会の歩みと社会的貢献－」、単、日本リスクマネジメント学会創立30周年記念シンポジウム、関西大学、2008年3月30日

「コンプライアンスの内部統制－官と民において－」、単、日本経営倫理学会2008年度第1回関西研究会、大阪府商工会館、2008年4月25日（予定）

### ●主な社会活動等

1981年10月 (社)生命保険協会定例研究会講師（～1984年1月）

1983年5月 自動車事故対策センター自動車自損事故惹起者対策研究会幹事（～1983年10月）

1983年8月 大阪府地域福祉計画研究会委員（～1984年8月）

1989年12月 (社)日本損害保険協会講師（～2006年3月）

1994年5月 就職問題懇談会（事務局文部省高等教育局学生課）委員（～1996年4月）

1997年8月 大阪市国民健康保険運営協議会公益委員（～現在）

2000年9月 日本リスクマネジメント学会第23回全国大会委員長

2002年9月 大阪市立大学大学院経営学研究科主催、ドイツ連邦共和国ミュンヘン大学日本研究所、大韓民国国立釜山大学校経営・経済研究所、KPMG ビジネスアシュアランス（株）共催「これからのかーぽれーとガバナンスを考える」、責任者として開催

2003年3月19日 平成14酒造年度大阪国税局新酒鑑評会品質評価員

2003年4月 (財)大学基準協会登録員（～現在）

2003年4月 (財)大学基準協会大学評価分科会委員（高千穂大学）（～2004年3月）

2004年4月 (財)大学基準協会相互評価委員会専門評価分科会主査（日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科）（～2005年3月）

2004年4月 (財)関西生産性本部CSR・コンプライアンス研究部会座長（～現在）

2006年3月 国土交通省近畿地方整備局発注者綱紀保持委員会委員（～現在）

2006年9月 日本リスクマネジメント学会第30回全国大会委員長